

屋外広告物の禁止地域等の追加指定について

1 新たな禁止地域等の指定について

豊橋新城スマート I C（仮称）や新たなバイパス道路の開通により、今後、地域の活性化が期待できる一方、道路交通量が増えることに伴い、屋外広告物が乱立し、美観風致を損ねることが予想されます。

この地域は、豊橋市景観計画において、石巻山のある弓張山地や柿畑をはじめとした田園など、里山の景観が広がる東部丘陵里山エリアと区分し、ふるさとも感じるのどかな里山の景観を形成することとしています。そのようなことから、自然豊かな良好な景観を将来にわたり維持していくために、屋外広告物の乱立を抑止する必要があります。

そこで今回、豊橋市屋外広告物条例に基づき、新たな禁止地域等の追加についてまちづくり景観審議会に諮問するものです。今後、市は答申結果をふまえて禁止地域等の追加の方針を決定し、既存道路については3か月程度の周知期間を経た後に、供用前の道路については供用開始時に禁止地域等に指定する予定です。

（1）条例第3条第7号の地域（道路）の指定

豊橋新城スマート IC（仮称）の開通後に交通量の増加が見込まれる主要な道路を新たに禁止地域に指定します。

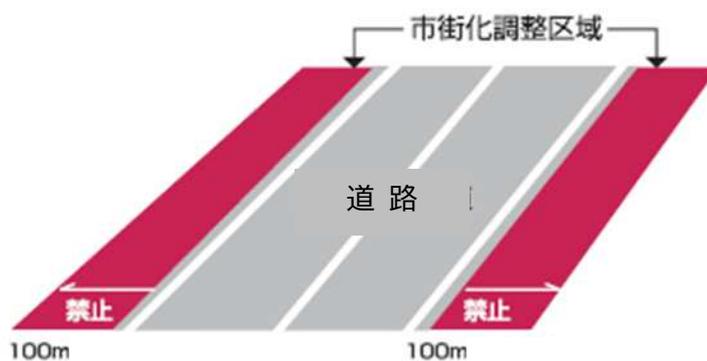
| 道路名 | 市長が指定する区間 | 指定時期 |
|--------------|--|-------------|
| 主要地方道東三河環状線 | 石巻町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内主要地方道東三河環状線との交差点までの市街化調整区域の全区間 | 方針決定から約3か月後 |
| | 石巻本町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内一般国道362号との交差点までの市街化調整区域の全区間 | |
| 主要地方道豊橋下吉田線 | 市街化調整区域の全区間 | |
| 市道石巻萩平町140号線 | 市街化調整区域の全区間 | 供用開始時 |

(2) 条例第3条第8号の地域（道路に接続する地域）の指定

(1) で指定する道路に接続する地域を新たに禁止地域に指定します。

| 道路名 | 市長が指定する区域 | 指定時期 |
|--------------|--------------------------|-----------------|
| 主要地方道東三河環状線 | 道路から 100m未滿までの市街化調整区域の地域 | 方針決定から 約3か月後 |
| 主要地方道豊橋下吉田線 | 道路から 100m未滿までの市街化調整区域の地域 | |
| 市道石巻萩平町140号線 | 道路から 100m未滿までの市街化調整区域の地域 | 供用開始時 |

◆禁止地域等の指定のイメージ図（道路）



◆屋外広告物の主な基準（禁止地域）

| | |
|--|---|
| ● 一般広告物 | : 設置不可 |
| ● 自家用広告物 <small>（自家用広告物とは、自己の名称や事業内容を、自己の住所や事業所内に表示する広告物）</small> | : 設置可能で許可必要なもの ⇒合計面積 20 m ² 以下（最大可視面積） その他：高さ 10m 以下など : 設置可能で許可不要なもの ⇒合計面積 10 m ² 以下（最大可視面積） |
| ● 案内広告 <small>（事務所等の名称や距離、矢印を表示するもので、写真やイラスト等の表示は不可）</small> | : 設置可能で許可必要なもの ⇒面積 5 m ² 以下かつ高さ 5m 以下 その他：基準に適合 |

屋外広告物の禁止地域等の指定の変更及び解除について

1 禁止地域等の変更について

現在、都市計画道路名等で禁止地域等に指定している道路名を道路法に基づき指定・認定される路線名に変更し、交通量が減少した一般国道 259 号の一部の区間を禁止地域から除外します。

(1) 条例第 3 条第 7 号の地域（道路）の変更

【変更前】

| 道路 | 区間 |
|---------------------------|-------------|
| 高速自動車国道東海自動車道 (東名高速道路) | 市内の全区間 |
| 国道 1 号線 | 市街化調整区域の全区間 |
| 東細谷線 (国道 1 号バイパス) | 市街化調整区域の全区間 |
| 名豊道路 (国道 23 号バイパス) | 市街化調整区域の全区間 |
| 豊橋鳥羽線 (国道 259 号、同バイパス) | 市街化調整区域の全区間 |
| 東田北線 (県道豊橋大知波線) | 市街化調整区域の全区間 |



【変更後】

| 道路 | 区間 |
|-------------------------------|---|
| 高速自動車国道第一東海自動車道 (通称東名高速道路) | 市内の全区間 |
| 一般国道 1 号 | 市街化調整区域の全区間 |
| 一般国道 23 号 | 市街化調整区域の全区間 |
| 一般国道 259 号 | 老津町地内一般国道 259 号との交差点から老津町地内一般県道城下老津線との交差点までを除く市街化調整区域の全区間 |
| 主要地方道豊橋大知波線 | 市街化調整区域の全区間 |

(2) 条例第3条第8号の地域（道路に接続する地域）の変更

【変更前】

| 道路 | 区間 |
|---------------------------|---------------------------|
| 高速自動車国道東海自動車道 (東名高速道路) | 道路から 500m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 国道 1 号線 | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 東細谷線 (国道 1 号バイパス) | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 名豊道路 (国道 23 号バイパス) | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 豊橋鳥羽線 (国道 259 号、同バイパス) | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 東田北線 (県道豊橋大知波線) | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |



【変更後】

| 道路 | 区間 |
|-------------------------------|---------------------------|
| 高速自動車国道第一東海自動車道 (通称東名高速道路) | 道路から 500m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 一般国道 1 号 | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 一般国道 23 号 | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 一般国道 259 号 | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |
| 主要地方道豊橋大知波線 | 道路から 100m 未満までの市街化調整区域の地域 |

2 禁止地域等の解除について

(1) 条例第3条第16号の地域（良好な景観形成に必要な地域）の解除

名豊道路（一般国道23号）及び豊橋鳥羽線（一般国道259号）は、供用開始済みの道路であり、条例第3条第7号及び第8号で禁止地域等に指定されているため、第16号の地域の指定を解除します。

| 地域名 | 市長が指定する区域 |
|-------------|-------------------------|
| 名豊道路事業決定区間 | 市街化調整区域の全区間 |
| | 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 |
| 豊橋鳥羽線事業決定区間 | 市街化調整区域の全区間 |
| | 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 |